



2023 年度

「民間公益活動を推進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく

支援対象団体公募要領

2024 年 9 月

[認定 NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ]

目次	
第Ⅰ編 公募について	3
1章 公募の趣旨	3
01 趣旨	3
02 休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿	4
03 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則	4
04 優先的に解決すべき社会の諸課題	5
2章 支援対象となる活動	6
01 事業名	6
02 活動支援プログラムの内容	6
3章 支援対象となる団体	7
01 支援対象団体とその役割	7
02 事業の評価	7
03 申請資格要件	8
04 申請時の注意事項	9
第Ⅱ編 申請について	10
1章 申請手続き	10
01 公募期間・スケジュール	10
02 申請方法	10
03 申請に必要な書類	11
04 公募説明会・個別相談の実施	11
2章 審査結果の通知等	12
01 審査結果の通知方法	12
02 審査結果の情報公開	12
3章 審査について	13
01 選定基準等	13
02 優先的に選定される団体	14
第Ⅲ編 選定から活動終了まで	15
1章 支援の流れ	15
01 事業期間中の主な流れ	15
02 役務提供契約及びその要点	15
2章 その他	17
01 個人情報の取扱いについて	17
お問い合わせ先	17
別添：コンソーシアムでの申請	18

第 I 編 公募について

1 章 公募の趣旨

01 趣旨

我が国においては、人口減少、高齢化及び国際化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会課題に直面しています。一方で、様々な社会課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、既存の施策では十分な対応が困難であり、国及び地方公共団体では対応が困難な課題が多くあります。

これらの社会課題の解決に資する民間公益活動を促進するための「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）」（以下「法」という。）等¹に基づき、一般財団法人日本民間公益活動連携機構²（以下「JANPIA」という。）は、法に基づく指定活用団体として、2019 年度より民間公益活動を行う団体に対して、助成を行ってきました。

これまで、幅広い助成事業が実施され、その多くで所期の成果がもたらされている一方で、ソーシャルセクターの担い手の育成の必要性が確認されました。そこで、[民間公益活動の担い手または、将来的に担い手を目指す団体（支援対象団体）] に対して、専門的なアドバイスや支援を行う活動支援団体の制度が開始され、2023 年度の公募において、認定 NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえが採択されました。

当団体が 2023 年 12 月に発表したこども食堂箇所数調査では、こども食堂は 9,132 箇所におよび、日本の公立中学校数とほぼ同数となりました。増加の背景には、その地域のこども食堂同士のつながりをつくり、交流を促進している中間支援組織「地域ネットワーク団体」の存在があります。地域ネットワーク団体では現在、こども食堂の箇所数増加に伴い、全てのこども食堂へ寄付や物資を十分に届けたり、互いに顔の見える関係性での連携・交流をはかるための、さらなる組織基盤づくりがすすめられています。こうした状況を踏まえ当団体では、社会課題の解決に取り組む地域ネットワーク団体の役割・機能強化を、複数の視点から段階的にサポートする事業を実施します。

なお、本制度における活動支援団体等の定義は以下のとおりです。

¹[休眠預金等活用制度について：民間公益活動促進のための休眠預金等活用 - 内閣府 \(cao.go.jp\)](https://cao.go.jp)

²[一般財団法人 日本民間公益活動連携機構 \(JANPIA\)、JANPIA の 10 項目のミッションと 7 項目のバリュー](https://www.janpia.org/)

(1) 活動支援団体：活動支援団体は、後述する(2)の支援対象団体に対して、当該団体が抱える事業実施や組織運営に係る課題の解決を目的に、専門的なアドバイスや支援を行う団体を指します。

(2) 支援対象団体：支援対象団体は、民間公益活動の担い手又は将来的に担い手となることを目指す団体等で、活動支援団体によるアドバイスや支援を受ける団体等(個人を含む)を指します。

(3) 活動支援プログラム：支援対象団体が抱える課題解決を目的として、活動支援団体が支援対象団体を対象に行う非資金的支援の対象や方法等をまとめたプログラムを指します。

02 休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿³

休眠預金等交付金に係る資金(以下「休眠預金等に係る資金」という。)の活用目的は以下2点です。

- 1 国及び地方公共団体が対応することが困難な社会課題の解決を図ること
- 2 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境を整備すること

これらの目的を達成することで以下のような効果が期待されます。

- 社会課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築される
- 民間公益活動を行う団体等が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保する
- 我が国の社会課題解決能力が飛躍的に向上する
- 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献する

本事業の財源である休眠預金等は国民の資産であることから、国民をはじめとするステークホルダーに対する事業の透明性や説明責任を果たすとともに、事業による成果の可視化も求められます。そのため休眠預金活用事業では、事業評価の実施を重視します。また、民間公益活動の持続可能性を担保するために、民間公益活動を担う組織能力強化を目的とした伴走支援に重点を置いています。

03 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則⁴

休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針において「休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則」が定められています。この基本原則に基づいて、休眠預金等に係る資金を活用する指定活用団体、資金分配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対

³ [「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」P3~4](#)

⁴ [「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」P5~8](#)

象団体は業務を遂行することが求められます。基本原則は以下の 9 項目から構成されています。

- (1) 国民への還元 (2) 共助 (3) 持続可能性 (4) 透明性・説明責任
- (5) 公正性 (6) 多様性 (7) 革新性 (8) 成果最大化 (9) 民間主導

04 優先的に解決すべき社会の諸課題

休眠預金活用事業において優先的に解決すべき社会の諸課題は以下のとおりです。

[優先的に解決すべき社会の諸課題]

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動

- 1 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
- 2 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
- 3 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援

(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

- 4 働くことが困難な人への支援
- 5 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
- 6 女性の経済的自立への支援

(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

- 7 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
- 8 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

このうち、本公募により支援する民間公益活動では、以下の解決を目指しています。

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動

- 1 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
- 2 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援

(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

- 5 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援

(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

- 7 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
- 8 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

2章 支援対象となる活動

01 事業名

こども食堂ネットワーク団体基盤強化への伴走支援プログラムと持続的な「学びあいプラットフォーム」構築支援事業

02 活動支援プログラムの内容

(1) 支援目的・内容

地域ネットワーク団体の運営母体は様々であり、都道府県単位の地域ネットワーク団体には社会福祉協議会やNPO等を始めとした運営基盤が整った団体もあれば、任意団体が運営しているケースもあり置かれている状況は千差万別です。特に圏域単位、市区町村単位での地域ネットワーク団体は、ここ数年で急速に立ち上がりつつあり、組織としてこれから基盤を強化していく団体も多いと考えています。

本事業は、そうした地域の活動に取り組む地域ネットワーク団体の役割・機能強化を、以下の3分野の支援、3つのアプローチを通して、段階的にサポートすることを目的としています。本事業の実施によって、将来的に休眠預金等活用事業の実行団体が地域の中に増えていくことを目指しています。

【支援】

(A)事業実施：コミュニティ・オーガナイズングワークショップ、未来対話ワークショップ等、複数のワークショップを通じて、事業の実施を支援します。

(B)組織運営：基盤整備セミナーの実施等を通じて、組織運営の基盤強化を支援します。

(C)広報・ファンドレイジング：広報ファンドレイジングセミナーの実施等を通じて、支援対象団体の取り組み理解や共感獲得、財源獲得を支援します。

【アプローチ】

①研修実施：(A)事業実施、(B)組織運営、(C)広報・ファンドレイジング等の各種研修コンテンツをはじめ、全支援団体共通プログラムを提供します。

②伴走支援：定例ミーティングや定期訪問等を通じて、支援対象団体の状況に合わせた伴走支援を行います。

③学びあいプラットフォーム構築：支援対象団体を含めた全国各地の地域ネットワーク団体が、お互いの活動を学び合い、広げるためのしくみづくりに取り組みます。

※重要：本事業における支援対象団体への資金的支援はないため、ご注意ください。ただしプログラム提供および共に事業を進めるための伴走にはより力を入れる想定です。

(2) 支援対象となる団体

- 日本全国において、都道府県域に関わらず、一定の圏域（都道府県、市区町村、複数の市区町村など）を対象とした、こども食堂の地域ネットワーク団体、またはネットワーク団体を立ち上げようとしている団体（法人格の有無は問いません）
- 小規模団体を想定（事業規模 0～1,000 万円程度、ただしそれ以上の事業規模団体の申請を否定するものではありません）
- 当団体の伴走支援を受け入れ、協力・協働できること。具体的には以下の要件を満たす団体
 - ・ 本事業で実施する必須プログラムへの参加
 - ・ 当団体との定期的なミーティングの実施
 - ・ 学びあいのプラットフォームへの参画

（３）支援期間

2025 年 1 月～2027 年 3 月

※2025 年 1 月キックオフミーティングの実施、2025 年 2 月より事業開始。ただし、事業開始時期は、選考、契約の手続きにより変更する場合があります。

（４）採択予定団体数

5 団体程度

3 章 支援対象となる団体

01 支援対象団体とその役割

支援対象団体は、活動支援団体から助言又は派遣を受けるものであり、民間公益活動の新たな担い手となることを見込まれることから、以下のような役割を期待します。

- 1 将来的に自立した民間公益活動の担い手となり、社会の諸課題の解決に向けた活動に取り組む。
- 2 活動支援団体から必要な非資金的支援を受けることにより、自身が抱える組織や活動における課題を解決し、将来の民間公益活動の自立した担い手として成長・発展することを目指す。
- ③ 自らが設定した目標の達成度やその効果を把握し、活動支援団体にフィードバックすることにより、本制度の一層の改善につなげる。

02 事業の評価

国民の資産である休眠預金等に係る資金の活用にあたっては、その成果を広く国民一般にわかりやすい形で公表し説明責任を果たす必要があります。そのために活動支援団体は事業実施においては、達成すべき成果を事前に明示したうえで、その成果の達成度合いを重

視した「社会的インパクト評価」を、自己評価を基本に実施することで成果の可視化に取り組むこととしています。

なお、支援対象団体には、社会的インパクト評価の実施を一律には求めませんが、自らが取り組む組織・活動上の課題解決の進捗状況、自らが設定した目標の達成度や活動支援プログラムによる支援の効果等を把握し、活動支援団体に報告します。

※評価の詳細は、JANPIA の WEB サイトに掲載している、「休眠預金活用における社会的インパクト評価」をご確認ください。

03 申請資格要件

組織・活動上の課題解決を複数団体で協働して行う場合には、共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）での申請を行うことができます。詳細は[別添](#)をご確認ください。

以下のいずれかに該当する場合は支援対象となりません。

- 地域ネットワーク団体としての活動を行っていない（行う予定がない）こども食堂
- 特定のテーマ（例：学習支援や生活困窮家庭支援など）のみを扱うために結成された団体
- 活動対象とする圏域内のすべてのこども食堂を公平・中立の立場で支援することを目指していない団体
- 宗教の教義を広め儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
- 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
- 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- 資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しない団体

- 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (イ) 法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- ガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していない団体
- 独立行政法人および国立大学法人

04 申請時の注意事項

- 利益相反防止の観点から、活動支援団体の理事等の役員が支援対象団体の候補団体の役員に就任している場合、又はその逆のケースは、候補団体の申請は不可とします。過去に兼職関係があった場合、退任6か月間は当該候補団体による支援対象団体への公募申請はできないものとします。
- 今回申請する活動と、同時期に他の活動支援団体へ申請している又は申請する予定の活動は別事業であることが必要です。採択結果が分からない段階で、複数の活動支援団体に同一活動の申請をすることはできません。
- 今回申請する活動と、既に休眠預金事業（支援対象団体または実行団体）として採択されている活動とは非資金的支援の内容が異なることが必要です。
- 当団体の実行団体として現在事業を実施している団体は、本事業に申請することは出来ません。

第Ⅱ編 申請について

1章 申請手続き

01 公募期間・スケジュール

公募要領公開（WEB サイト等）	9月24日（火）
公募説明会の開催	9月27日（金）17:00-18:00 10月4日（金）10:00-11:00
公募締め切り日時	11月13日（水）16:00
書類審査、結果通知	11月下旬
申請内容に関するプレゼン、支援対象団体の審査、内定通知	12月中旬
支援対象団体決定、契約締結、事業開始	2025年1月下旬

02 申請方法

P10「02 申請に必要な書類」をご確認の上、下記メールアドレスへ送信してください。

メールのみで受け付けます。件名は「【2023 年度休眠預金活動支援事業】団体名」としてください。

宛先：認定 NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ 2023 年度休眠預金事業・活動支援団体事務局

Email： kyumin2023-katsudo@musubie.org

件名：【2023 年度休眠預金活動支援事業】団体名

03 申請に必要な書類

以下の書類に申請内容を記載いただきます⁵。書式をダウンロードしてお使いください。

分類	申請書類	様式	提出形式	備考	
申請事業ごとに提出する書類	様式1 支援申請書	指定	PDF	※登録印の押印が必要	
	様式2 支援対象団体活動計画書（概要）	指定	Excel		
	様式3 支援対象団体活動計画書（詳細）	指定	Word		
	様式4 コンソーシアムに関する誓約書	指定	Word	※コンソーシアムで申請する場合のみ提出してください。	
団体ごとに提出する申請書類	様式5 団体情報	指定	Excel		
	様式6 役員名簿	指定	Excel	※役員名簿はパスワード必須 ※パスワードは別途活動支援団体に提出	
	定款	—	PDF	※定款がない場合は、会則や規約など、団体の概要がわかる書類を提出してください。	
	登記事項証明書（全部事項証明書）	—	PDF	※発行日から3ヶ月以内の写し	
	事業報告書	—	PDF	※過去1年分。 ※該当書類を作成していない場合は会計や事業の状況が分かる書類を提出してください。	
	決算報告書類	貸借対照表	—		PDF
		損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）	—		PDF
監事及び会計監査人による監査報告書 ⁶		—	PDF		

04 公募説明会・個別相談の実施

以下の日程でオンライン公募説明会を実施いたします。あわせて申請をご検討の方向けに個別相談の場を設けています。事業についての相談や、本公募に関してのご質問などを受け付けておりますので、以下のリンク先よりお申し込みください。メールにてご案内します。

⁵ 申請書類の作成等申請に要する費用、および選定後役員提供契約締結までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。

⁶ 監事及び会計監査人による監査を受けている場合

(1) オンライン公募説明会

本事業のプログラム概要についてご説明します。日程が合わない場合は、当日の録画を共有いたしますので、その旨を申し込みフォーム内で選択してください。

【日程】

9月27日（金）17:00-18:00

10月4日（金）10:00-11:00

申し込みフォーム：<https://forms.gle/WeQ9TYNTAUKcw5vE8>

(2) 個別相談

公募要領や申請書類、事業内容などに関するご質問・ご相談をお受けします。希望の日時でリンク先からお申し込みください。

個別相談申込み：

<https://app.spirinc.com/t/lz2hktKdtzdrM-eFeV3Mk/as/6mUWOwTDZCIJVcASyfUrP/confirm>

2章 審査結果の通知等

01 審査結果の通知方法

審査の結果は申請団体に対しメールで通知します。

02 審査結果の情報公開

- 1 休眠預金活用事業の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」、「本制度全体の透明性の確保」等が強く求められています。活動支援団体は、採択の有無に関わらずすべての申請団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）をWEBサイトで広く公開します。ただし、民間公益活動を行おうとする個人の場合は、個人情報（氏名、住所等）については、公表の対象から除くものとします。
- 2 活動支援団体は、選定した支援対象団体の情報（選定した支援対象団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由）を活動支援団体のWEBサイトで広く一般に公開します、但し公開にあたっては、当該支援対象団体の正当な権利又は利益を損なわないように配慮します。

- 3 JANPIA では JANPIA の WEB サイト上に活動支援団体の WEB サイトへのリンクを設定するなど、各活動支援団体の支援対象団体の公募の進捗について一般に公開します。また活動支援団体との協議の上、公募に関する情報を、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

なお、上記の各公表は、少なくとも支援期間が終了するまで継続します。また、上記に関しては情報公開同意書（支援申請書に記載がある）を提出していただきます。ただし、公表にあたっては、当該支援対象団体の権利・利益を損なわないように配慮します。

3章 審査について

01 選定基準等

支援対象団体は、次の選定基準に基づき選定を行います。

ガバナンス・コンプライアンス	支援を経て、支援対象団体として十分なガバナンス・コンプライアンス体制を整備できるか
事業の妥当性	団体がとらえている課題について、問題構造の把握が十分に行われているか、また、課題解決と担い手育成に対して事業計画（課題の設定、目的、事業内容）が妥当であるか
実行可能性	業務実施体制や計画が適切か
継続性	非資金的支援による効果や仕組みが、支援終了後も継続することが見込まれるか
先駆性（革新性）	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか
波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて社会課題の解決につながることを期待できるか
連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか

※その他選定時の留意事項

- 政治活動や宗教活動等について

申請資格要件に関連して、申請団体が実施する公益事業の目的や活動内容が、政治活動や宗教活動等と明確に区分された内容となっていることが必要です。

- 不選定の損害等

審査の結果、支援対象団体に選定されなかったことによる一切の損害及び本制度に係る法令や政府の運用方針の変更等による損害については、当団体が責任を負うものではありません。

02 優先的に選定される団体

支援対象団体の選定に当たっては、事業に真摯に取り組み、支援期間後も地域社会と向き合い続ける姿勢を持つことに加え、支援対象団体の基盤強化や活動だけでなく、相互支援を通じて地域および全国の活性化を目指すことを目的としていることから、関係者（他地域の地域ネットワーク団体、行政、社会福祉協議会、企業、住民など）と適切な関係性を持ち、連携・対話を行える団体であるかどうかを重視します。

また社会的成果の最大化の観点も重視します。社会の諸課題解決の手法の多様性、団体の多様性にも留意しつつ、以下の事項に配慮して選定を行います。

① 地域・分野

大都市その他特定の地域や特定の団体に偏らないよう配慮します。

② 多様性、ジェンダーバランス

申請団体における役職員の多様性、ジェンダーバランス等が確保されており、様々な社会の諸課題への深い理解と配慮の下で活動している団体を優先して選定します。

第Ⅲ編 選定から活動終了まで

1章 支援の流れ

01 事業期間中の主な流れ

支援対象団体の事業期間中の主な流れは次のとおりです。

【2025年】助走期間

- 全体研修（ワークショップ、コミュニティオーガナイズング研修、広報・ファンドレイジングセミナー）
- 事業戦略策定

【2026年～2027年3月】本伴走期間

- 全体研修（基盤強化セミナー）
- 地域特性に応じた研修
- 地域特性に応じた実践

【期間中継続支援】

- 定例ミーティング（月1回）
- 定期訪問
- 学びあいのプラットフォーム機能提供
- 学びあいのプラットフォーム勉強会（立上げ後より隔月）
- 事業・組織基盤の強化計画に対する進捗の確認と助言（半年に1回）

02 役務提供契約及びその要点

役務提供契約は、事業の実施に関して必要な事項を定めた JANPIA 指定の役務提供契約書（ひな型）により行います。原則、この役務提供契約は変更できません。以下、役務提供契約の要点を記載します。詳細については役務提供契約書（ひな型）をご参照ください。

1 進捗管理、各種報告

活動支援団体は支援対象団体の進捗管理を行います。原則として毎月1回以上、対面形式（WEB会議を含む）による進捗状況について協議を行います。

また、支援対象団体は、役務提供契約に基づき、休眠預金助成システムを用いて原則として6か月ごとに民間公益活動の進捗状況の報告を行います。さらに、各事業年度が終了するごとに翌月までに事業の報告を行います。

2 不正行為等について

違法行為等が疑われる場合には、直ちに活動支援団体に通知し不正行為等の是正のために必要な措置を講ずるものとします。

なお、支援対象団体は不正行為等の事案が明らかになった場合は、当該事案が発生した原因を究明し、再発の防止のための措置を講ずるとともに、その事案の内容等について活動支援団体に報告し公表することとします。

3 支援対象団体の選定及び監督

活動支援団体は、支援対象団体の選定に当たっては、支援対象団体の多様性に十分配慮するとともに、採択結果が特定の団体等に偏らないよう留意します。なお、活動支援団体と支援対象団体は役務提供契約を締結し、事業の進捗状況の把握と緊密な連携を行います。

4 事業の評価

休眠預金制度の事業の実施に当たっては、達成すべき成果を事前に明示したうえで、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を実施することで、成果の可視化に取り組むこととしています。活動支援団体が活動支援プログラムの評価をしますので、そのために必要な情報の提供に協力してください。

5 シンボルマークの活用

休眠預金等を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマーク⁷を表示してください。具体的な利用方法については、JANPIA が別途定める「シンボルマーク利用手引き」をご参照ください。

6 情報公開

活動支援団体は、支援対象団体の公募に当たって、公募要領や公募に必要な書式について自団体の WEB サイトで公表します⁸。なお、JANPIA は、活動支援団体及び支援対象団体が助成システムへ登録した情報のうち公開情報として登録された情報について、広く一般に公開できるものとします⁹。

7 選定の取消し

活動支援団体は、支援対象団体が次のいずれかに該当すると判断した場合、選定の取消し、又は本支援対象活動の全部若しくは一部の停止を求めることができます。支援対象団体は、この求めに応じる必要があります。さらに、選定を取り消され、その取消の日から3年を経過しない団体は、活動支援団体の選定に申請することができません。

- 本支援対象活動の適正かつ確実な実施が困難であるとき
- 不正行為等があったとき

⁷ [シンボルマークのダウンロード、シンボルマークの規程、手引き等](#)

⁸ 公募終了時に、申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）、さらに採択団体決定時に、選定した支援対象団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由を当該資金分配団体の WEB サイトで少なくとも支援期間が終了するまで一般に公表します。

⁹ これらの事業の情報に関して JANPIA は、活動支援団体および支援対象団体と協議の上、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

- 関連法規等に基づく措置、処分等又は役務提供契約に違反したとき
- 上記に掲げる事由のほか、本契約が解除された場合、その他事業の適正な遂行が困難と認められるとき

2章 その他

01 個人情報の取扱いについて

全ての個人情報について、不正アクセス、盗難、持ち出し等による紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正等の適切な安全管理措置を講じます。また、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、適切な委託先を選定するとともに、委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結し、さらに、委託先において個人情報の適正な管理が行われるよう管理・監督します。

お問い合わせ先

[活動支援団体名] 認定 NPO 法人全国子ども食堂支援センター・むすびえ

2023 年度休眠預金事業・活動支援団体事務局

[住所] 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-27-5 リンクスクエア新宿 16F

[連絡先] 03-6778-8230 (受付時間：平日 10:00～16:30)

[Email] kyumin2023-katsudo@musubie.org

別添：コンソーシアムでの申請

組織・活動上の課題解決を複数団体で協働して行う場合には、コンソーシアムでの申請を行うことができます。

- 1 コンソーシアムを構成する団体（構成団体）から幹事団体を選び、申請は幹事団体が行います。
- 2 申請にあたり、構成団体間で合意された各構成団体の役割については、支援対象活動計画書(詳細)の「実施体制」に記入してください。
- 3 申請書類については、幹事団体は前述の「申請に必要な書類」に記載されている書類をご提出ください。また、幹事団体以外の各構成団体の書類（団体情報・役員名簿・定款）については、幹事団体が構成団体ごとに zip ファイルで取りまとめたうえでご提出ください。
- 4 採択された場合は、役務提供契約締結時に、構成団体間で、次の内容を定めた「コンソーシアム協定書」を締結していただきます。
[定める内容]
構成団体間で合意された各構成団体の役割、意思決定機関としての運営委員会の設置、コンプライアンス責任者の設置、内部通報窓口の設置（JANPIA の内部通報窓口が利用可能です）、連帯責任内容、並びに運営規則等
- 5 「コンソーシアム協定書」作成の際に、「コンソーシアム協定書作成における留意点」を参考にしてください。
- 6 当該協定書の写し（コピー）は参考資料として活動支援団体との役務提供契約の締結時に活動支援団体に提出していただきます。